

議案第九十二号

港区立図書館条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十二年十一月二十五日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立図書館条例の一部を改正する条例

港区立図書館条例（平成二十年港区条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「」の下に「及び港区立図書館分室（以下「分室」という。）」を加える。

第二条第一項中「、館」の下に「及び分室」を加え、同条に次の一項を加える。

3 分室の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
港区立高輪図書館分室	東京都港区高輪一丁目四番三十五号

第三条各号列記以外の部分中「館は」を「館及び分室は」に改め、同条第六号中「館」の下に「及び分室」を加える。

第四条に次の一項を加える。

2 分室の休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

一 祝日法に定める休日

二 一月二日及び同月三日並びに十二月二十九日から同月三十一日まで

三 館内整理日（毎月第三木曜日）

四 特別整理期間（年一回十日以内で、委員会が定める期間）

第五条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 分室の開館時間は、午前九時三十分から午後八時までとする。

第六条中「館を」を「館又は分室を」に改める。

第七条各号列記以外の部分中「第八条」を「次条」に改め、「同じ。」の下に「及び分室」を加える。

第八条第二項各号列記以外の部分及び同項第三号並びに第十二条第一項各号列記以外の部分及び第二項第四号中「館」の下に「又は分室」を加える。

付 則

この条例は、港区教育委員会規則で定める日から施行する。

(説明)

高輪図書館分室を設置するため、本案を提出いたします。